

群馬県適正化通信 NO.170(令和4年10月号)

整備管理規程の追加・修正について

整備管理者は、業務内容、地位等を明示することにより自主的な車両管理体制を確立するため、整備管理者の義務として掲げる事項（車両法施行規則第32条第1項）の執行に係わる基準に関する規程（整備管理規程）を策定し、当該整備管理規程を営業所に備え付けなくてはならないとされています。

国土交通省では関係法令等の改正等を踏まえ、整備管理規程（例）を見直し修正しました。

【主な修正内容】※国土交通省HP掲載の整備管理規程（例）より

- 令和3年1月26日付の「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の改正を反映
～第15条「冬用タイヤの点検整備」～
 - ・整備管理者は、雪道を走行する可能性のある場合において、日常点検の際に冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検整備を実施するものとする

○車輪脱落事故防止対策に関する事項の追記

～第18条「大型車車輪脱落事故防止措置」～

※車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する自動車を使用する場合に限る。

- 1 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。
- 2 整備管理者は運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。
- 3 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業管理一覧表（別紙3-2）に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。
- 4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果を「タイヤ交換作業管理表（別紙3-1）」及び「タイヤ交換・増し締め作業管理一覧表（別紙3-2）」に記入するものとする。
- 5 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した大型車について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めを運転者及び整備要員に実施させ、タイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業管理一覧表（別紙3-2）に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。

※「別紙3-1」及び「別紙3-2」については、次ページを参考にしてください。

「別紙3-1」は自社で大型車のタイヤ交換作業時に、「別紙3-2」は増し締め実施時に活用してください。

○令和2年4月1日施行の車両法改正に伴い、「分解整備」→「特定整備」の改正を反映

・（特定整備）

第17条 整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、施行規則第3条で定める整備に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者に作業を依頼するものとする。

今回、適正化通信に掲載した整備管理規程（例）については、国土交通省HP掲載のものですが、群馬県トラック協会HPに掲載している整備管理規程も変更点を反映しております。

各事業所に備え付けの規程の内容をご確認いただき、今般の変更点等が反映されていない場合には、新しいものに変更してください。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

別紙3-1

タイヤ交換作業管理表（例）

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換✗)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く <input checked="" type="radio"/> ハブのはめ合い部（インローパー）のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等（JIS方式の場合は、ホイール・ナットの座面部を含む）のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ホイール・ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト、ナット	ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
		亀裂、損傷、著しいさびの発生はないかを確認	
		ホイール・ボルトに伸びはがないかを確認	
取付	ホイール・ボルト	ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを確認	
		<input checked="" type="radio"/> ホイール・ナットの座金が円滑に回転するかを確認	
		新品の状態から一定期間（目安は4年）を経過している場合は入念に確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ねじ部に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
	ホイール・ナット	ねじ部に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
		※ ホイール・ナットの当たり面に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
取付	ハブ	<input checked="" type="radio"/> 規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
		<input checked="" type="radio"/> ハブのはめ合い部（インローパー）に規定のグリスを薄く塗布する	
	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △ 対角線順に2~3回に分けて締め付けること（最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける）。	N·m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50km~100km走行後の増し締めを実施する。	
----	---------------	-----------------------------------	--

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、追加塗装、エンジンオイル等の規定の油類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2~3回に分けて締め付けること（最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける）。

タイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表 (例)